※申請前には、必ず下記についてご確認ください。（不備等ある場合は、受付できません）

介護保険負担限度額認定申請時の必要物について

□介護保険負担限度額認定申請書（様式第 22 号）

□同意書（様式第 22 号の 2）

□印鑑（朱肉をつけて押すもの）

□本人の預貯金等に関する証明書類

〇本人名義の預金通帳

※年金の入金通帳など。

※通帳記入は最新の状態にしてください。

※写しの場合は、口座番号と、最終残高と、年金の入金が分かるページ。

※総合通帳の場合は、定期預金のページ（定期預金が無い場合も、無いことを証明するためコピーが必要）

〇定期預金の証書　　など預貯金の分かるもの全て

□配偶者がいる場合、配偶者の預貯金等に関する証明書類

〇配偶者名義の預金通帳

※年金の入金通帳など。

※通帳記入は最新の状態にしてください。

※写しの場合は、口座番号と、最終残高と、年金の入金が分かるページ。

※総合通帳の場合は、定期預金のページ（定期預金が無い場合も、無いことを証明するためコピーが必要）

〇定期預金の証書　　など預貯金の分かるもの全て

□有効期限が本年 7 月 31 日までの介護保険負担限度額認定証（原本）※更新の場合

□本人の官公署から発行・発給された身分証明書（原本）

※本年 7 月 31 日までの介護保険負担限度額認定証がある場合は必要ありません。

□提出代行者の官公署から発行・発給された身分証明書（原本）

※写真入りのものであれば１つ、写真のないものであれば２つ必要。

□本人の個人番号カード 又は 通知カード

※個人番号カード 又は 通知カードは、ない場合も受付可能。

郵送で提出の方に限り・・・

本人及び配偶者の預貯金等に関する証明書類（預金通帳は、口座番号と、最終残高と、年金の入金が分かるページ）、本人の身分証明書、提出代行者の身分証明書については、写しでも受付いたします。